

○常総衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例

令和5年2月3日

常総衛生組合条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 法の施行については、常総市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年常総市条例第22号）の規定の例による。この場合において、同条例第2条第2項中「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会」とあるのは「管理者、公平委員会及び監査委員」と、同条例第4条及び第6条中「市規則」とあるのは「組合規則」と、同条例第5条中「常総市行政不服審査会条例（令和4年常総市条例第23号）第1条に規定する常総市行政不服審査会」とあるのは「常総衛生組合行政不服審査会条例（令和5年常総衛生組合条例第5号）第1条に規定する常総衛生組合行政不服審査会」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。